

2019年度（平成31年度） 特別徴収義務者の指定に係る 全員普通徴収届出書

年 月 日 提出

若狭町長 殿

給与支払報告書の提出方法	紙 ・ 電子 ←いずれかに ○
特別徴収義務者指定番号	
住所（所在地）	
氏名（名称）及び代表者印	⑩
電話番号	
事務担当者名	
関与税理士氏名・電話番号	

地方税法第321条の4第1項の規定により、給与の支払をする者のうち所得税を徴収して納付する義務がある者は個人住民税の特別徴収をしなければならないとされていますが、若狭町の従業員全員について、以下の理由により特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であるため届け出ます。

総従業員数が2人以下です。

↑
該当する方にチェック

↓

従業員全員について、特別徴収できない理由及び各理由に該当する人数は、
 普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）に記載済みです。

※普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の提出が必要です。

この届出書の提出期限：平成31年1月31日

（給与支払報告書の提出時に一緒にご提出ください）

- ・従業員とは、給与支払報告書の提出がある全ての人を指します(役員、アルバイトも含む)。
- ・この届出書は、給与受給者が在籍する全市町に提出が必要です。
- ・当届出書の提出がないときには、法令に従い特別徴収義務者として指定し、翌年度5月に特別徴収税額決定通知書を送付します。

提出先：若狭町役場 税務住民課